

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成28年度「保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会」参加申込受付中！……………1
- ・保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について……………2

◆平成28年度「保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会」 参加申込受付中！◆

本会では保育所・認定こども園等における保健・衛生を中心とした実践について、専門知識を学ぶとともに、家庭や関係機関との連携などについて学習を深めることを目的として標記研修会を開催しており、今年度は下記により実施することを先般ご案内申しあげたところです。

開催要項につきましては、会報「ぜんほきょう」4月号に同封して、すべての会員皆さまにお送りしておりますが、まだ定員に若干の余裕がございますので、ぜひ多くの関係者のご参加を賜りたく、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

1. 日程 平成28年6月17日（金）～18日（土）
2. 会場 新横浜プリンスホテル「シンフォニア（5階）」
神奈川県横浜市港北区新横浜3-4 TEL.045-471-1111
3. 参加費 会員14,000円 / 会員でない方19,000円
4. 申込締切 平成28年6月10日（金） ※当初6月3日までとしていたものを延長します。
5. 内容
 - ①行政説明「子ども・子育て支援新制度を取り巻く状況等について」
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
 - ②保育施設における感染症の基礎知識
三浦 義孝 氏（みうら小児科 院長／日本保育保健協議会 会長）
 - ③食物アレルギーのある子どもへの対応 伊藤 節子氏（同志社女子大学 特任教授）
 - ④配慮を必要とする子どもやその家庭への支援
帆足 暁子氏（ほあしこどもクリニック 副院長）
 - ⑤乳幼児期の「食事」と「食育」の推進 師岡 章氏（白梅学園大学 教授）

※詳細は全国保育協議会ホームページの「研修会・大会等案内」に開催要項を掲載
<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

【お問合せ先】 全国保育協議会事務局（全国社会福祉協議会 児童福祉部内）（担当：荒井、仁木）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階
TEL.03-3581-6503 FAX.03-3581-6509 E-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について

平成 28 年 5 月 27 日、厚生労働省は「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」を各都道府県・指定都市・中核市宛てに通知しました。

通知では、下記枠内の記載事項をはじめ、特に留意の求められる安全管理及び事故防止の徹底について示されています。

- 1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう保育所等に対して周知徹底を図られたい。また、既にこれらの取組を行っている保育所等に対しては、再度、周知徹底を図られたい。
 - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
 - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。

 - ① 監視者は監視に専念する。
 - ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
 - ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
 - ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
 - ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
 - ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等
 - (3) 保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように 119 番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。
- 2 保育所等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、保育所等における自発的な安全への取組を促すこと。

本通知に係る資料は、厚生労働省ホームページの以下 URL からご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidosokateikyoku/0000125859.pdf>

※URL 先の資料 PDF には、以下の通知等が含まれています。

- ・幼稚園等におけるプール活動・水遊びを行う際の安全管理に係る実態調査の結果について（情報提供）（平成 28 年 5 月 20 日）
- ・水泳等の事故防止について（通知）（平成 28 年 4 月 26 日）
- ・幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）（平成 28 年 5 月 27 日）